

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府と中華人民共和国政府社会保障協定

中華人民共和国で就労する被用者のための日本国公的年金の適用に関する証明書

在华就职人员适用日本公共年金制度的参保证明

- ・ 協定第6条, 第7条, 第8条2及び第9条/ 協定第六條, 第七條, 第八條第二款和第九條
- ・ 行政取決め第3条 / 行政協議第三條

1 被用者 / 雇員

氏 / 姓	名 / 名	生年月日 / 出生年月日
		年 / 年 月 / 月 日 / 日
(ローマ字 / 英文字母)		
日本国における住所 / 日本国内住址		
日本の基礎年金番号 / 日本基礎养老金编号		

2 日本国における事業所 / 日本国内工作单位

事業所名 / 单位名称
所在地 / 单位地址

3 中華人民共和国における事業所 / 中国工作单位

事業所名 / 单位名称
所在地 / 单位地址

見 本

4 証明 / 証明

上記1にあげられた者は、次の協定条文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度（協定第2条1(b)）について法の適用を受ける。/第1項中所述人員因符合以下協定條文，在以下期間內，適用日本公共年金制度（協定第2条1(b)）。

該当条文 / 符合条文

第 条 / 第 条

期 間 / 期 間

年 / 年 月 / 月 日 / 日 ~ 年 / 年 月 / 月 日 / 日

5 日本の連絡機関 / 日本的联络机构

名 称 / 名称	印 / 盖章
所在地 / 地址	
年 月 日 / 年月日	年 / 年 月 / 月 日 / 日

(注 意 事 項)

1. この証明書は、あなたが日本の公的年金制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、表面 4 に記載されている期間中、中華人民共和国の被用者基本老齢保険に関する法令の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
2. 派遣先の中華人民共和国の事業所を通じ、本証明書の原本を、派遣先事業所を所管する社会保険料徴収機関に速やかに提出してください。
3. この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所に再交付の申請をしてください。
4. この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となる場合は、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所にご相談ください。

(注 意 事 項)

1. 本参保证明持有者继续适用于日本公共年金制度。在正面第 4 项所述期间内，本参保证明将作为免于适用中华人民共和国职工基本养老保险法律规定管辖的根据，请妥善保管。
2. 请本参保证明持有者通过在中华人民共和国的工作单位，及时向管理该单位的社会保险费征收机构提交本参保证明原件。
3. 本参保证明遭遇遗失、损坏，或记载内容发生变更时，请立即向出具本参保证明的年金事务所提交再出具申请。
4. 本参保证明的有效期因不可预测的原因发生延长时，请在参保证明有效期结束前，咨询出具本参保证明的年金事务所。